

平成19年第2回常陸太田市議会定例会会議録

平成19年6月18日(月)

議事日程(第4号)

平成19年6月18日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第41号ないし議案第46号
請願第1号
- 日程第 2 議案第47号 常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 3 議員提案第3号 常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正について
- 日程第 4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
- 追加日程 議員提案第4号 医師・看護師不足を解消し、安全でゆきとどいた医療の実現を
求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(質疑・討論・採決)
- 日程第 2 議案第47号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議員提案第3号(提案理由説明・採決)
- 日程第 4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙
- 追加日程 議員提案第4号(提案理由説明・採決)

出席議員

議長	高木 将 君	副議長	梶山 昭一 君
1番	木村 郁郎 君	2番	深谷 涉 君
3番	鈴木 二郎 君	4番	荒井 康夫 君
5番	益子 慎哉 君	6番	深谷 秀峰 君
7番	平山 晶邦 君	8番	成井 小太郎 君
9番	福地 正文 君	10番	高星 勝幸 君
11番	茅根 猛 君	12番	菊池 伸也 君
13番	関 英喜 君	14番	片野 宗隆 君
15番	平山 伝 君	16番	山口 恒男 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	小林 英機 君
21番	沢 畠 亮 君	22番	立原 正一 君
25番	生田目 久夫 君	26番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	梅 原 勤 君
教 育 長	小 林 啓 徳 君	総 務 部 長	川 又 善 行 君
政策企画部長	江 幡 治 君	市民生活部長	綿 引 優 君
保健福祉部長	増 子 修 君	産 業 部 長	小 林 平 君
建 設 部 長	川 又 和 彦 君	会 計 管 理 者	大 森 茂 樹 君
水 道 部 長	西 野 勲 君	消 防 長	篠 原 麻 男 君
教 育 次 長	根 本 洋 治 君	福 祉 事 務 所 長	高 橋 正 美 君
秘 書 課 長	山 崎 修 一 君	総 務 課 長	岡 本 一 美 君
監 査 委 員	檜 山 直 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 谷 利 行	副参事兼総務係長	吉 成 賢 一
次長兼議事係長	菊 池 武		

午前 10 時開議

議長（高木将君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は 26 名であります。よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（高木将君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりいたします。

日程第 1 委員長報告

議長（高木将君） 日程第 1，委員長報告を行います。（「議長」と呼ぶ者あり）はい，25 番。

ただいま，25 番生田目久夫議員から動議が提出されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 01 分休憩

午前 11 時 42 分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

25 番生田目久夫議員から動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、生田目久夫君の動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることについて採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立少数であります。したがって、追加日程第1として議題とすることは否決されました。

日程第1 委員長報告

議長（高木将君） 日程第1，委員長報告を行います。

議案第41号から議案第46号まで並びに請願第1号，以上7件を一括議題として，各常任委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長黒沢義久君の報告を求めます。19番黒沢義久君。

〔総務委員長 黒沢義久君登壇〕

総務委員長（黒沢義久君） 総務委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書を，朗読をもって報告させていただきます。平成19年第2回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第41号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第42号字の区域の変更について，原案可決すべきものと決定。

議案第45号常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事の請負契約について，原案可決すべきものと決定。

議案第46号損害賠償の訴えの提起について，原案可決すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 次，文教民生委員長関英喜君の報告を求めます。13番関英喜君。

〔文教民生委員長 関英喜君登壇〕

文教民生委員長（関英喜君） 文教民生委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書を，朗読をもって報告させていただきます。なお，本件は，平成19年第1回定例会において継続審査となっておりました請願でございます。平成19年第2回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第136条の規定によりご報告をいたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

請願第1号医師・看護師不足を解消し，安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願，採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（高木将君） 次，建設委員長沢島亮君の報告を求めます。21番沢島亮君。

〔建設委員長 沢島亮君登壇〕

建設委員長（沢島亮君） 建設委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告

書を、朗読をもって報告させていただきます。平成19年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第103条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第43号常陸太田市道路線の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第44号常陸太田市道路線の認定について、原案可決すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番平山晶邦君。

〔7番 平山晶邦君登壇〕

7番（平山晶邦君） 私は、議案第46号損害賠償の訴えの提起について委員長に質疑をいたします。

この中で、全体で1,823万3,250円でしたかの請求が一括してあったと。それを、例えば個別に請求すべきだとか、委員会の中でそういう議論がなかったのかどうか。

あと1つは、15年の段階の中で、今回の基準が18年度の基準をとっておりますが、そういうふうなものが基準の中で、基準の変更等についての議論がなされたのかどうか。この2点についてお伺いをいたします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。19番黒沢義久君。

〔総務委員長 黒沢義久君登壇〕

総務委員長（黒沢義久君） ただいま7番平山議員のほうから、議案第46号の損害賠償の訴えの提起についての内容で2つほど質問がございましたけれども、委員会の中で、4名ほどの委員から質問がございました。最終的には起立採決になりまして、2人の方が反対と。あとは、4名の方がこれに対して原案可決すべきものと決定ということなんですけれども、内容については、まず、1,800万の件に関しては、一応もう進んでいると。不誠実というか、考慮ですか、満了になっていると。指名選定について……、済みません。市側の不注意と、それから過失相殺とか、そういう部分について、1,800万の内容については、この場合の債務については、市のほうが1,800万については一括というか、まず訴えを起こすということに対しての賛成でございますので、1,800万についてはどういう分割をするとか、しないとか、そういう内容については触れておりません。

ただ、今まで連帯債務とか、そういうものに対しての努力をなされていないということで、市側の不注意とか過失相殺とか、そういう部分があった場合にはどうするんだということで、話し合いはありましたけれども、基本的には損害賠償を提出するという内容になっております。1,800万の内容のだれが幾ら払うとか、そういう部分についての話し合いはなされておられません。

あともう1件は……。（「基準が15年度……」と呼ぶ者あり）それについては、話し合いはしておりません。

以上です。

議長（高木将君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

議案第46号について討論の通告がありますので、発言を許します。14番片野宗隆君。

〔14番 片野宗隆君登壇〕

14番（片野宗隆君） 14番片野です。新生会片野宗隆です。私は、第46号議案につきまして、反対の立場から討論を行います。

1として、民法上、共同不法行為による損害賠償請求権が発生しているにもかかわらず、訴えの提起を住民の代表である議会の同意を必要としたのは、この問題が、法律的問題であると同時に極めて政治的な問題であるからであります。訴えを提起することが、政治的に妥当であるかどうかということでございます。

まず第1点は、編入前の旧町村において談合行為が行われ、編入した市が訴えの提起をした実例が、全国にあるかどうかであります。私の知る限りではありません。全国で初の実例となるものと思います。全国で希有の実例ですけれども、提起することについては、より慎重であるべきではないかと思えます。

第2点、被告たる者に連帯債務の請求について、市はどのくらい努力をされたのか。調停不調に、裁判官の判定によって勝ち負けを決める訴訟と異なり、当事者の互譲により条理にかなない、実情に即した解決を図る制度であります。調停そのものは否定はしません。しかし、調停の申し立てに至るまで、当事者である市は、被告となるべき者とどのくらい交渉を持ったかであります。特に被告となるべき者の連帯債務の負担割合は、非難可能性によって異なるわけですから。債権者である市が主導権を持って、被告となるべき者と幾度となく交渉すべきではなかったかと思えます。答弁者からは、それがあまりにも感じられませんでした。

第3点として、損害賠償の算定、談合行為が行われたこと、また談合がなかったとして5社と工事請負契約を締結したことに、行政として不注意がなかったかは、今後訴訟の場で争われると思います。もし不注意がなかったことになれば、行政としても落ち度が、あまり過失相殺の問題とはならないわけであります。

第4点は、通常、訴訟を起こすと当事者間に溝が発生し、しこりが残るものでございます。訴訟を起こさない方が、行政の円満な運営という点では、プラスの方向に作用するものではないでしょうか。

第5点、市民の理解ですが、編入前の旧金砂郷町で談合行為の後、編入合併が行われ、編入した常陸太田市がその損害賠償請求権を承継し、訴訟を起こしたものと思います。旧金砂郷町の住民の考えは、重要だと思います。私は旧金砂郷町の住民に、この件についてのどのようにお考え

ですかと聞きました。すると、大半の人が、そこまでやることは必要ないじゃなかっぺかというような発言をされました。

第6点として、被告となるべき者は、罰金40万から50万の刑事処分を受け、指名停止処分1年間の行政処分を受けております。さらに、「建設工事指名業者選定に関する要綱」によれば、その第1条は、指名業者の選定は、不誠実な行為の有無に留意して建設工事選定委員会が選定することとあります。談合行為が不誠実な行為であることは明白なので、指名停止期間満了後も、選定委員会で選定の際は考慮をされることだと思います。これは、立派なペナルティーであります。以上を考えて、十分社会的制裁を受けていると思います。

私は、最後になりますが、談合行為の行われた旧金砂郷町の議員として、また、現在常陸太田市の議員として責任を感じております。しかし、私は、以上述べた理由から、訴えを提起することは妥当ではないと考えますので、この議案には私は反対であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。

議長（高木将君） 次、26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 日本共産党の宇野隆子です、私は、議案第46号損害賠償の訴えの提起についてを、賛成の立場から討論を行います。

これは、旧金砂郷町発注の農業集落排水工事談合事件をめぐる訴訟案件です。損害賠償の訴えの提起概要については、議案と一緒に参考資料が添付されておりますので、また、議案質疑などで、請求金額などについても私自身が行っておりますので、内容については省略いたしますが、その中で、次のように明記されております。談合により不当に競争を制限し、公正な価格の形成を妨げたとあります。全くそのとおりです。当市が談合によって不必要な税金、市民が納めた大事な税金を支出させられ、談合によって不当な利益を上げていった事業者の責任は大きく、被告となるべき談合に参加した事業者に対しての賠償請求は当然のことです。事業者は、社会的責任を果たし、信頼を回復させるために、この損害賠償請求に対して速やかに応じるべきではないかと思えます。そして、それをしっかり果たしてから初めて、今後入札に参加すべきではないかとも思えます。

どのような形で訴訟を行うかという点については、連帯訴訟という方法をとられましたが、事前にもう少し議会に話があってもよかったのではないかと思えます。いずれにいたしましても、先ほどの反対討論の中で、罰金刑を含む刑罰、行政処分を受けたのだから、社会的制裁は十分受けているのではないかと、また、この談合は編入前の談合行為でありというような意見がありましたけれども、新市になって、常陸太田市に引き継ぐべき財産があるわけです。当然この問題についても不当に税金が支出させられたという問題については、新市においても責任がある問題だと思います。ですから、社会的制裁を受けているのではないかという意見がありましたが、談合事件はそれだけで済まされるべきものではないと思います。損害賠償は当然求めるべきであり、事業者がその責任を果たしてこそ、社会的責任を果たしたということになると思います。

また、今後の課題として、今回の事件は、旧金砂郷建設業協会に所属し談合に参加した事業者、

名前を挙げれば有限会社栗原開発ですけれども、ここの代表取締役が行政に対してまず内部告発をした。しかし、行政が当時適切な対応をしなかったのが、刑事告発に踏み切り、明確になったものです。こうした場合、内部告発を行った事業者への対応については、同じような取り扱い、賠償責任を求めていくのかどうか、今後こうした問題についても1つの課題として検討していくべきではないかと、このことを指摘しておきたいと思います。

以上、議案に対して賛成の意見を述べまして、討論といたします。

議長（高木将君） 以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第41号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第42号字の区域の変更について、議案第43号常陸太田市道路線の変更について、議案第44号常陸太田市道路線の認定について、議案第45号常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事の請負契約について、以上5件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第41号から議案第45号まで、以上5件については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

議案第46号損害賠償の訴えの提起については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（高木将君） 起立多数であります。よって、議案第46号については原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

請願第1号医師・看護師不足を解消し、安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、請願第1号については採択することに決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時09分休憩

午後 1 時 0 0 分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 議案第 4 7 号

議長（高木将君） 日程第 2，議案第 4 7 号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案第 4 7 号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任についてご提案を申し上げます。下記の者を常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定によりまして、議会の同意を求めます。平成 1 9 年 6 月 1 8 日提出，常陸太田市長名。

記，住所，常陸太田市磯部町 5 8 1 番地，氏名，川崎喜包，生年月日，昭和 1 5 年 1 2 月 2 3 日。提案理由でございますが，常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員川崎喜包氏が，平成 1 9 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となりますので，その後任委員を選任するため，ご提案申し上げます。なお，川崎喜包氏の略歴につきましてはご参考までにつけてございますが，再任でございますので，説明を省略させていただきます。お目通しをいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） なしと認めます。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので，以上で討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 7 号常陸太田市及び一部事務組合公平委員会委員の選任については，原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって，議案第 4 7 号については原案同意することにいたしました。

日程第 3 議員提案第 3 号

議長（高木将君） 次，日程第 3，議員提案第 3 号常陸太田市特別職の職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。16番山口恒男君。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番（山口恒男君） 議員提案第3号についてご説明いたします。お手元の資料をごらんください。

議員提案第3号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。平成19年6月18日提出。提出者、常陸太田市議会議員山口恒男。賛成者、常陸太田市議会議員立原正一、同じく沢畠亮、同じく黒沢義久、同じく関英喜、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰。

提案理由でございます。議会の議員が他の特別職の職（監査委員及び農業委員会の委員を除く）を兼ねる場合、その受けるべき報酬について併給調整を行うこととするため、本条例の一部改正を行うものであります。

次のページに参りまして、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

新旧対照表によりご説明いたします。次のページをごらんいただきます。左側の改正案の第3条併給の調整といたしまして、議会の議員が別表に掲げる特別職の職（監査委員及び農業委員会の委員を除く）を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しないことができるという規定を加えるものでございます。また、これによりまして、現行の第3条、第4条が、それぞれ第4条、第5条として繰り下がるものでございます。

前のページに戻りまして、附則としてこの条例は公布の日から施行する。

以上でございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第3号常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、原案可決することに決しました。

日程第4 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙

議長（高木将君） 次、日程第4、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行います。

平成19年4月22日に行われた統一地方選挙により、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じることとなりました。これに伴って、同年5月10日付で、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙の執行が告示されました。候補者の推薦届け出の受付を行った結果、市議会議員から選出される広域連合議会議員の推薦候補者が選挙すべき人員6人を上回ったため、県内全市議会において選挙を行うこととなったものであります。

この選挙は、広域連合規約第8条第3項の規定により、県内すべての市議会における得票総数により当選人を決定することとなりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知はいたしません。

お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者名及び得票数を報告することといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者名及び得票数を報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（高木将君） ただいま、出席議員は26名であります。

候補者名簿を配付いたします。

〔事務局候補者名簿を配付〕

議長（高木将君） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配付いたします。

〔事務局投票用紙を配付〕

議長（高木将君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔事務局投票箱を点検〕

議長（高木将君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

1番 木村郁郎君	2番 深谷涉君
3番 鈴木二郎君	4番 荒井康夫君
5番 益子慎哉君	6番 深谷秀峰君
7番 平山晶邦君	8番 成井小太郎君
9番 福地正文君	10番 高星勝幸君
11番 茅根猛君	12番 菊池伸也君
13番 関英喜君	14番 片野宗隆君
15番 平山伝君	16番 山口恒男君
17番 川又照雄君	18番 後藤守君
19番 黒沢義久君	20番 小林英機君
21番 沢嶋亮君	22番 立原正一君
23番 梶山昭一君	24番 高木将君
25番 生田目久夫君	26番 宇野隆子君

議長（高木将君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

議長（高木将君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

6番 深谷秀峰君 19番 黒沢義久君

を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（高木将君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26 票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

有効投票 26 票

有効投票中、

根 本 栄 君 24 票 伊 藤 充 朗 君 1 票

中 庭 次 男 君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙結果については、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第 8 条の規定に基づきまして、直ちに茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙選挙長へ文書をもって報告いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議員提案第 4 号医師・看護師不足を解消し、安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第 4 号を日程に追加し、議題といたします。

日程第 5 議員提案第 4 号

議長（高木将君） 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

議長（高木将君） 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） なしと認めます。

議員提案第 4 号について、提案理由の説明を求めます。13 番関英喜君。

〔13 番 関英喜君登壇〕

13 番（関英喜君） お許しをいただきましたので、議員提案第 4 号について、配付いたしました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第 4 号医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第 99 条の規定により、政府関係機関に意見書を提出するものとする。平成 19 年 6 月 18 日提出。提出者、常陸太田市議会議員関英喜。賛成者、常陸太田市議会議員菊池伸也、同じく宇野隆子、同じく高木将、同じく川又照雄、

同じく山口恒男，同じく平山晶邦。

提案理由でございますが，国においては，医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現のため，必要な施策を講じられるよう意見書をもって要望するものである。

次のページに参りまして，医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書案。現在，医師・看護師不足は地方，都市部を問わず深刻な社会問題となっている。医師・看護師を大幅にふやし，安全でゆきとどいた医療を実現することは，国民的な緊急課題である。地域住民が安心して生活するためには，救急医療や産婦人科・小児科医療などの必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であるにもかかわらず，その供給体制の悪化や地域偏在が起こっている。

医師に関しては，全国の6分の1の病院が，医療法に規定された人数を満たせない深刻な事態となっている。平成18年7月末，厚生労働省の医師の需給に関する検討会が最終報告をまとめた。報告書では，医師は年々増加しており，将来の見通しとしてマクロ的には必要な医師数は確保されるとしながらも，地域や診療科といったミクロの領域での需要が自然に満たされるものではないと指摘し，あわせて病院勤務医の負担増や，小児科・産婦人科等の問題にも言及している。

人口10万人当たりの医師数で見ると，日本は212人(04年)となっており，OECD(経済協力開発機構)加盟国平均290人(03年)の7割程度で，平均に達するにはあと12万人必要である。茨城県は中でも，人口10万人に対し150人(04年)で，全国下から2番目と最も不足している県の1つになっている。問題の改善のためには，短期的には偏在の改善その他の対策を進めつつも，基本的にはOECD加盟国平均を目指す医師の絶対数の増加が必要である。

看護職員の実態も，諸外国に比べて極端に少ない人員配置のもとで仕事に追われ，満足な医療・看護ができず，健康破壊も深刻な状況である。急性期入院を受け入れている一般病棟の多くは，昼間は1人の看護師が患者4～5名を見ているが，夜間帯には1人で20～25名の患者を見なければならない体制となっている。

この背景には，医療従事者の配置基準が長年低いままで据え置かれ，さらに，入院日数の短縮化や医療の高度化によって，業務量の増加と濃密化が急激に進んでいることが挙げられる。医療現場の声を受けて昨年春から新たな看護基準が設けられたものの，その基準の取得を目指した看護師確保競争が激化し，結果的には地域医療を担う病院の体制悪化につながっている。医療の現場は非常に過酷な状況であり，安全でゆきとどいた医療の上からも人員増は緊急課題である。こうした趣旨から，下記事項の実現を要望する。

記，1，安全でゆきとどいた医療を実現するために，医師・看護師の不足数，労働実態を緊急に調査し，養成数を抜本的にふやすとともに，地域への定着のための施策を進めること。2，そのために需給計画の見直しと増員に必要な法的・制度的な整備，診療報酬その他での財政措置を行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出する。平成19年6月18日，常陸太田市議会。提出先は，内閣総理大臣，厚生労働大臣，総務大臣，文部科学大臣，財務大臣あてと

なります。全議員のご理解・ご賛同をいただきまして、意見書案について可決されますようお願い申し上げます。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第4号医師・看護師不足を解消し、安全でゆきとどいた医療の実現を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、原案可決することに決しました。

議長（高木将君） 以上をもって、今期定例会の議事は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成19年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、6月8日から本日まで11日間の会期でございました。その間、専決処分の承認、繰越明許費に関する報告、条例の一部改正、字の区域変更、市道路線の変更と認定、工事請負契約、損害賠償の訴えの提起、人事案件、合計17件につきましてご審議をいただきました。全案件につきまして、原案のとおり承認、可決、同意を賜りまして、まことにありがとうございました。議員の皆様の慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。次第

でございます。

審議の過程におきましていただきました市政全般にわたるご意見やご要望，ご提言につきましては，それぞれの趣旨を十分に配慮いたしまして，取り組んでまいりたいと存じます。今後とも市政の進展とその円滑な運営のために，皆様方のなお一層のご支援，ご協力を賜りますようお願いを申し上げます，閉会のあいさつといたします。

議長（高木将君） 今期定例会は，6月8日から本日まで11日間，議員各位には，本会議，委員会を通し慎重ご審議を賜り，議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって，平成19年第2回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午後1時33分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等委員会付託表

平成19年6月8日

委員会名	日時	場所	付託議案等
総務委員会	6月13日 午前10時	全員協議会室	議案第41号 議案第42号 議案第45号 議案第46号
文教民生委員会	6月13日 午後2時	全員協議会室	
産業水道委員会	6月14日 午前10時	全員協議会室	
建設委員会	6月14日 午後2時	全員協議会室	議案第43号 議案第44号

平成19年第2回常陸太田市議会定例会
一般質問発言通告者及び発言要旨

平成19年6月11日

通告順	通告者	発言要旨	答弁を求める者
1	関 英喜	1. 観光行政について (1) 観光客の推移について (2) 観光協会の一本化について (3) 観光振興基本計画の策定について 2. 公益団体について (1) 公益団体の経営状況等について (2) 公益団体のあり方について	市長 関係部長
2	生田目久夫	1. 常陸太田駅周辺地区まちづくり計画について (1) 地元説明会と全員協議会等について	市長 関係部長
3	立原 正一	1. 行財政改革について 2. 財政再建施策(自主財源確保)について 3. 財政再建を考慮,更なる改革の視点について 4. 民間検討委員会設置による,全補助事業見直しの動向と成果について 5. 常陸太田駅周辺地区まちづくりの件について	市長 副市長 教育長 関係部長
4	川又 照雄	1. エコミュージアム推進について (1) エコミュージアムに関する現在までの活動状況と今後の進め方について 2. 農業問題について (1) 品目横断的経営安定対策について 3. これからの地域活動について	市長 教育長 関係部長
5	鈴木 二郎	1. 有機農業の推進と遊休農地の活用について 2. 災害時のライフライン確保対応構築について	市長 関係部長
6	木村 郁郎	1. 行政改革大綱に基づく事務事業の総点検について (1) 民間委託の推進について (2) 指定管理者制度の導入について (3) PFI手法の導入について (4) ごみ処理業務を民間委託することについて 2. 行政文書の管理について	市長 関係部長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
6	木村 郁郎	(1) 情報公開, 個人情報保護の観点から行政文書の管理の現状について (2) 電子文書の管理について	市 長 関 係 部 長
7	深谷 渉	1. 地方公共団体の財政の健全化に関する法案について 2. 教育環境整備について 3. 「少子化対策事業費」への地方財政措置拡充について 4. 予防接種の公費助成について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
8	菊池 伸也	1. 「ストップ少子化若者定住」戦略について (1) 放課後児童クラブの拡充について (2) 放課後子供教室推進事業について (3) 幼保一体保育のあり方について (4) 工業団地への企業誘致促進の強化について (5) チャレンジショップ事業の拡充について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
9	平山 晶邦	1. 市の施設等の管理運営について 2. 都市計画の今後の展望について 3. 情報公開の進捗状況について	市 長 関 係 部 長
10	益子 慎哉	1. 農業振興について (1) 品目横断的経営安定化対策について (2) 産地づくり対策事業について (3) 地域農業の担い手育成について (4) 地産地消の取り組みについて 2. 観光について (1) 市内観光イベントの連携について (2) 市内各観光協会の一本化について 3. 教育行政について (1) 統合計画に向けての地域説明について (2) 教育施設の充実について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
11	深谷 秀峰	1. 公共交通体系の整備について 2. 河川環境の保全について 3. 歴史資源の保護と活用について	市 長 教 育 長 関 係 部 長
12	宇野 隆子	1. 住民税大幅アップと市の減税・減免対策について 2. 入札における落札差金と低入札価格への対応について	市 長 教 育 長 関 係 部 長

通告順	通 告 者	発 言 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
1 2	宇野 隆子	<p>て</p> <p>3．DVDアニメ「誇り」の教育現場への持ち込みについて</p> <p>4．小中学校への図書司書の配置について</p> <p>5．低所得者への国保税減免制度の拡充について</p> <p>6．小学校卒業までの医療費の完全無料化について</p> <p>7．介護予防事業について</p> <p>8．ゴミの分別収集の現状と改善について</p> <p>9．町内管理の防犯灯維持管理の問題について</p> <p>10．常陸太田駅周辺地区整備計画について</p>	<p>市 長</p> <p>教 育 長</p> <p>関 係 部 長</p>

平成19年6月13日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

総務委員長 黒 沢 義 久

総 務 委 員 会 審 査 報 告 書

平成19年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第41号	常陸太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第42号	字の区域の変更について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第45号	常陸太田市民交流センター舞台照明設備工事の請負契約について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第46号	損害賠償の訴えの提起について	原案可決 すべきも のと決定	

平成19年6月13日

常陸太田市議会議長 高 木 将 殿

文教民生委員長 関 英 喜

文 教 民 生 委 員 会 審 査 報 告 書

平成19年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第136条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
請 願 第 1 号	医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の実現を求める請願	採 択 す べ き も の と 決 定	

平成19年6月14日

常陸太田市議会議長 高木 将 殿

建設委員長 沢 畠 亮

建設委員会審査報告書

平成19年第2回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので常陸太田市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事 件 番 号	件 名	審 査 結 果	意見および 要 望
議案第43号	常陸太田市道路線の変更について	原案可決 すべきも のと決定	
議案第44号	常陸太田市道路線の認定について	原案可決 すべきも のと決定	

医師・看護師不足を解消し安全でゆきとどいた医療の 実現を求める意見書

現在、医師・看護師不足は地方・都市部を問わず深刻な社会問題となっている。医師・看護師を大幅に増やし、安全でゆきとどいた医療を実現することは、国民的な緊急課題である。

地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科・小児科医療などの必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であるにもかかわらず、その供給体制の悪化や地域偏在が起きている。

医師に関しては、全国の6分の1の病院が、医療法に規定された人数を満たせない深刻な事態となっている。

平成18年7月末、厚生労働省の「医師の需給に関する検討会」が最終報告をまとめた。報告書では、医師は年々増加しており、将来の見通しとしてマクロ的には必要な医師数は確保されるとしながらも、地域や診療科といったミクロの領域での需要が自然に満たされるものではないと指摘し、併せて病院勤務医の負担増や小児科・産婦人科等の問題にも言及している。

人口10万人当たりの医師数で見ると、日本は212人(04年)となっており、OECD(経済協力開発機構)加盟国平均290人(03年)の7割程度で、平均に達するにはあと12万人必要である。茨城県は中でも、人口10万人に対し150人(04年)で全国下から2番目と最も不足している県の一つになっている。

問題の改善のためには、短期的には偏在の改善その他の対策を進めつつも、基本的にはOECD加盟国平均を目指す医師の絶対数の増加が必要である。

看護職員の実態も、諸外国に比べて極端に少ない人員配置の下で仕事に追われ、満足な医療・看護ができず、健康破壊も深刻な状況である。急性期入院を受け入れている一般病棟の多くは、昼間は1人の看護師が患者4～5名を看ているが、夜間帯には1人で20～25名の患者を看なければならない体制となっている。

この背景には、医療従事者の配置基準が長年低いままで据え置かれ、さらに入院日数の短縮化や医療の高度化によって、業務量の増加と濃密化が急激に進んでいることが挙げられる。医療現場の声を受けて昨年春から新たな看護基準が設けられたものの、その基準の取得を目指した看護師確保競争が激化し、結果的には地域医療を担う病院の体制悪化につながっている。

医療の現場は非常に過酷な状況であり、安全でゆきとどいた医療の上からも人員増は緊急課題である。

こうした趣旨から、下記事項の実現を要望する。

記

- 1 安全でゆきとどいた医療を実現するために、医師・看護師の不足数、労働実態を緊急に調査し、養成数を抜本的に増やすとともに、地域への定着のための施策を進めること。

2 そのために需給計画の見直しと増員に必要な法的・制度的な整備，診療報酬その他での財政措置を行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月18日

常陸太田市議会